

平成 29 年(2017 年)4 月 1 日から、領事手数料及び旅券手数料が改正されることとなりました。

改正内容の一部を下記のとおり御案内いたします。

なお、平成 29 年 3 月 31 日までにご申請分された分につきましては、同年 4 月 1 日以降に手数料をお支払いいただく場合でも、改正前の手数料をお支払いいただくこととなります。

| | | |
|--------------|---------------------------|-----------------------|
| 1. 査証(ビザ) | 一般(一次)入国査証の発給手数料 | 25 ユーロ (改定前、22 ユーロ) |
| 2. 各種証明 | 在留証明書の発行手数料 | 10 ユーロ (改定前、9 ユーロ) |
| | 署名証明書の発行手数料(官公署以外のもの) | 14 ユーロ (改定前、12 ユーロ) |
| | 戸籍関係(婚姻、出生等)証明書の発行手数料 | 10 ユーロ (改定前、9 ユーロ) |
| | 翻訳証明書の発行手数料 | 36 ユーロ (改定前、32 ユーロ) |
| | 自動車運転免許証翻訳証明書の発行手数料 | 17 ユーロ (改定前、15 ユーロ) |
| 3. 旅券(パスポート) | 一般旅券(10 年有効)の発給手数料 | 131 ユーロ (改定前、117 ユーロ) |
| | 一般旅券(5 年有効)の発給手数料 | 90 ユーロ (改定前、80 ユーロ) |
| | 一般旅券(5 年有効)の発給手数料(12 歳未満) | 49 ユーロ (改定前、44 ユーロ) |
| | 一般旅券(記載事項変更)の発給手数料 | 49 ユーロ (改定前、44 ユーロ) |